

令和1年10月1日

お客さま各位

## 「デビットカード取引規定」の改定および特則の制定のお知らせ

平素は群馬県信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、デビットカード取引において、加盟店で現金の引き出しができる「キャッシュアウト取引」や、税金・公立病院等での支払いができる「公金納付」を追加したことに伴い、「デビットカード取引規定」を改定いたしますのでお知らせいたします。

また、キャッシュレス・消費者還元事業（令和1年10月1日～令和2年6月末）に参画し、同事業に参加する中小・小規模小売店等で、デビットカード取引を利用したお客さまに対してポイント等相当額を還元するため「デビットカード取引規定」の特則を制定いたします。

### 記

#### 1. 改定する規定

デビットカード取引規定

#### 2. 改定内容

- (1) デビットカード取引におけるキャッシュアウト取引の追加
- (2) デビットカード取引における公金納付の追加

#### 3. 制定内容

- (1) キャッシュレス・消費者還元事業への参画に伴うデビットカード取引規定の特則の制定

#### 4. 規定改定日

令和1年10月1日

すでにお取引のあるお客さまにつきましても、改定後の規定を適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、当組合職員までご確認ください。また、改定後の規定をご希望されるお客さまにつきましては、当組合窓口にて、お申し付けください。

